

○名寄市立大学教員選考規程

平成 23 年 6 月 8 日

改正 平成 27 年 2 月 4 日

改正 平成 30 年 6 月 6 日

改正 令和 3 年 3 月 29 日

改正 令和 5 年 3 月 2 日

(目的)

第 1 条 この規程は、教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）第 3 条第 5 項の規定に基づき、名寄市立大学教員の採用及び昇任に関する選考方法について必要な事項を定めることを目的とする。

(教員の選考)

第 2 条 教員の選考は次の各号の一に該当する場合に行う。

- (1) 教員を新規に採用する場合
- (2) 教員に欠員が生じた場合又は欠員の生ずることが予定されている場合
- (3) 教員を昇任させる場合

(教員の採用及び昇任)

第 3 条 前条第 1 項第 1 号及び第 2 号により教員の選考を行おうとするときは、栄養学科、看護学科、社会福祉学科及び社会保育学科並びに教養教育部（以下「学科等」という。）の長が保健福祉学部長（以下「学部長」という。）を通じて上申書（様式第 1 号）を学長に提出しなければならない。

2 前条第 1 項第 3 号により教員の選考を行おうとするときは、学科等の長が学部長を通じて上申書（様式第 2 号）、個人調書（様式第 3 号）及び教育研究業績書（様式第 4 号）を学長に提出しなければならない。

3 学部長は前 2 項の提出を受けたときは、上申書、個人調書及び教育研究業績書を学長に提出しなければならない。

4 学長は前項の提出を受けたときは、教授会に選考開始について付議するものとする。

5 学長は、前項により選考開始を決定した場合は、第 4 条第 1 項に規定する教員選考委員会を設置するものとする。

(教員選考委員会の設置及び業務)

第 4 条 第 2 条第 1 項各号の規定による選考を適性かつ円滑に行うために教員選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定により、教員を選考しようとするときは、教員を募集するための要項を作成する。

3 前項に基づく、教員の募集は、原則として公募によるものとする。

4 委員会は、前項により、募集に応じた者及び第 2 条第 1 項第 3 号の規定により、選考しようとする者を選考候補者とし、別に定める名寄市立大学教員の採用及び昇任の選考基準に基づき、適否を審査する。

- 5 委員会は、前項による審査結果について、選考に関する経過報告書（様式第5号）、選考候補者の履歴書及び研究業績一覧（様式第6号）を添えて、学長に報告するものとする。
- 6 委員会は、第3項の公募により選考候補者が得られなかった場合、又は、第4項に基づく審査の結果、採用候補者がなかった場合は、教授会において改めて募集の方法を定め、これを行うものとする。ただし、第2項に基づき定めた要項において、募集の条件及び募集の方法において変更がない場合は、教授会の議を経ずに再募集することができるものとする。
- 7 前項ただし書きによる再募集を行う場合は、教授会に報告するものとし、その募集期限は当該年度内とする。

（組織）

第5条 委員会は、教授会において選出された委員3名及び学部長並びに当該学科等の長の5名をもって構成する。

- 2 前項で定める教授会で選出される委員3名のうち2名は当該学科等から、1名は当該学科等を除く学科等から選出するものとし、いずれも投票によるものとする。
- 3 前項による投票を行う場合は、当該学科等から1名及び当該学科等を除く学科等から1名を選考委員次点者として選出し、前項により選出された委員に事故あるときは選考委員として業務を担当する。
- 4 前項に定める委員について、次の各号に掲げるものは、被選挙権を有しないものとする。ただし、第2条第1項第1号及び第2号により、選考を行う場合は、次の第4号を除く。
 - （1）学長
 - （2）副学長
 - （3）採用候補者の採用前に退職予定の者
 - （4）昇任を上申されている者
 - （5）休職中の者
 - （6）長期出張中の者
 - （7）当該学科等を除く学科等から選出する委員として、年度内に3回選出された者

5 委員会に委員長を置き、学部長をもって充てる。

6 委員長は委員会を招集し議長となる。

7 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

（会議）

第6条 委員会（以下、第6条において「会議」という。）は、委員全員の出席をもって成立する。

- 2 委員が、やむを得ない理由により会議に出席できない場合は、第5条第3項において、当該学科等又は、当該学科等を除く学科等で選考委員次点者とした者を代理出席させることができる。
- 3 委員会は、必要に応じて業績評価のための委員を指名し、会議において意見を聴くことができる。

(採用・昇任予定者)

第7条 学長は、第4条第5項の規定により、報告を受けたときは、教授会に審査結果について付議するものとする。

2 教授会は、前項について審議し、可否投票を行うものとする。

3 前項に基づく可否投票は、前項により審議した教授会において行い、有効投票数の3分の2以上の可とする票により、学長が採用又は昇任予定者として決定する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、教員選考に関し必要な事項は、教授会の議を経て学長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規程は、平成23年6月8日から施行する。

(廃止)

2 名寄市立大学教員選考規程(平成22年3月16日公布)は、廃止する。

附 則(平成27年2月4日改正)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成30年6月6日)

この規程は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則(令和3年3月29日)

この規程は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月2日)

この規程は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から施行する。